# 特定求職者雇用開発助成金

## 外国人労働者就労環境整備助成コース

外国人労働者は、日本の労働法制や雇用慣行などの知識の不足や、言語の違いなどから労働条件・解雇などに 関するトラブルが生じやすい傾向にあります。この助成金は、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、 外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して、その経費一部が助成されます。





支給対象経費の

1/2

(上限額57万円)

生産性要件を 生産性要件を 満たしていない場合 満たした場合

支給対象経費の

2/3

(上限額72万円)

#### 対象となる経費



- ①通訳費
- ② 翻訳機器導入費(上限10万円)
- ③ 翻訳料
- ④ 弁護士、社会保険労務士等への委託料 (外国人労働者の就労環境整備措置に要する委託料に限る)
- 社内標識類の設置・改修費 (多言語の標識類に限る)



### 具体的な取り組み



必須メニューAとBに加え、選択メニューの ①~③いずれかを実施する必要があります。

A 雇用労務責任者の選任

雇用労務責任者を事業所ごとに選任し、全ての外国人労働者と3 か月ごとに1回以上の面談(テレビ電話による面談を含む)を行う。

B 就業規則等の社内規程 の多言語化

就業規則等の社内規程の全てを多言語化し、計画期間中に、雇用 する全ての外国人労働者に周知する。

選択メニュ

① 苦情・相談体制の整備

全ての外国人労働者の苦情または相談に応じるための体制を新 たに定め、外国人労働者の母国語または当該外国人労 働者が使 用するその他の言語により苦情・相談に応じる。

- ② 一時帰国のための 休暇制度
- 全ての外国人労働者が一時帰国を希望した場合に必要な有給休 暇を取得できる制度を新たに定め、1年間に1回以上の連続した 5日以上の有給休暇を取得させる。
- ③ 計内マニュアル・ 標識類等の多言語化

社内マニュアルや標識類等を多言語化し、計画期間中に、それを 使用する全ての外国人労働者に周知する。

## 離職率要件とその他の支給要件

■ 次の「外国人労働者離職率」と「日本人労働者離職率」 に係る目標を達成する必要があります。

#### 外国人労働者の離職率

計画期間の終了から1年経過するまでの期間の外国人労働者の 離職率が10%以下であること。ただし、外国人労働者数が2人以 上10人以下の場合は、1年経過後の外国人労働者離職者数が1 人以下であること。

#### 日本人労働者の離職率

計画前1年間と比べて、計画期間の終了から1年経過するまでの 期間の日本人労働者の離職率が上昇していないこと。

■ 外国人雇用状況届出(労働施策総合推進法)を適正 に届け出ている必要があります。



2対処と

導入なる就労環境整備

受給までの流れ



作成・提出就労環境整備計画を

3就労環境整備措置の実施

·支給申請

5助成金の支給